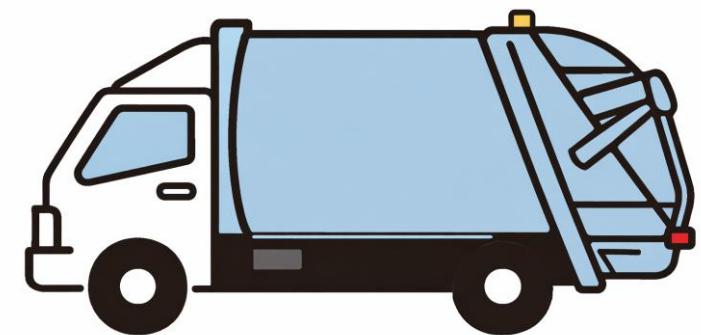


産業廃棄物の適正処理について



本日の目的

「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の区分の基本と、
排出者の責務を確認する。

1

一般廃棄物と産業廃棄物について

2

産業廃棄物の種類（業種指定と非指定）

3

間違えやすい例

4

排出者の責務

5

まとめ

一般廃棄物と産業廃棄物について

廃棄物処理法上の「市町村」と「都道府県」の所管



廃棄物処理法上の役割

市	県
一般廃棄物 処理業に関する許認可事務 一般廃棄物処理施設の設置・運営	産業廃棄物 処理業に関する許認可事務

一般廃棄物と産業廃棄物について

宇都市廃棄物対策課チラシより（一部抜粋）

産業廃棄物の不正混入が多く発生しています

事業活動で排出されたプラスチックやビニール等は産業廃棄物となります。近年、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混在しているケースが多く確認されています。



発泡スチロール（廃プラ）



ストレッチフィルム、
衣料品店のハンガー（廃プラ）



建築工事等に伴って生じる
木くず・紙くず

産廃の混入が多い場合は、
そのまま持ち帰ってもらうこと
も・・・

これらは産業廃棄物です！市の処理施設への搬入はできません！

品目ごとに許可を持った産業廃棄物の収集運搬・処分業者に委託し、適正な処理をしてください。



事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に
適正に分別せず、あわせて処理を委託

産業廃棄物の処理を一般廃棄物
として委託

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における
委託基準違反に該当する場合があります。
「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、
またはこれの併科」の罰則が科せられることに。

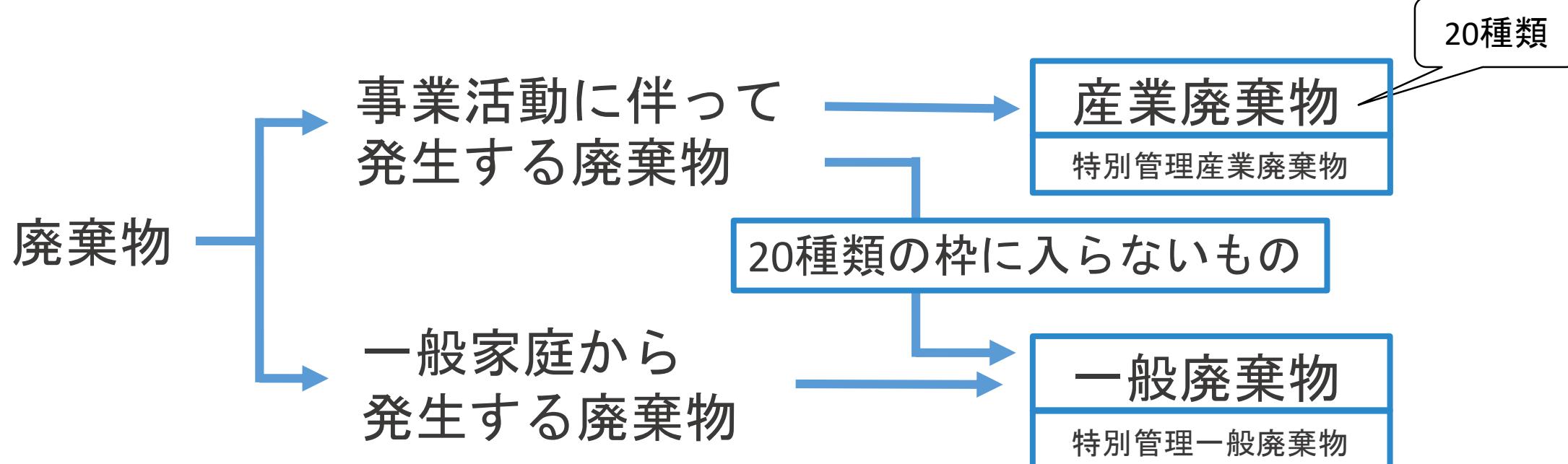
一般廃棄物と産業廃棄物について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二条

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

→ 「産業廃棄物に該当するかどうか」を、先に考える必要がある



産業廃棄物の種類

産業廃棄物 = 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、**20種類**の廃棄物

あらゆる事業活動によるもの

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ



汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック



ゴムくず



金属くず



ガラス・コンクリート
・陶磁器くず



鉱さい



がれき類



ばいじん



13号廃棄物



特定の事業活動によるもの

紙くず



木くず



繊維くず



動植物性残さ



動物のふん尿



動物系固形
不要物



動物の死体



産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物 = 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、
取扱いに注意を要するもの

<例>

廃油



揮発油・灯油・軽油類
の
引火しやすい廃油

廃酸



pH2.0以下の廃液

廃アルカリ



pH12.5以上の廃液

感染性廃棄物



血液の付着した注射針など
病院・診療所、衛生検査所等か
ら発生したもの

特定有害産業廃棄物



PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃
油又はPCBが付着したもの
廃水銀、廃石綿、有害産業廃棄物等

間違えやすい例

事業活動に伴って事業所から排出する「**作業着等**」について

「廃プラスチック」

- ➡ 合成纖維は、廃プラスチックに分類
- ➡ 業種指定なし = 事業活動に伴って排出される廃プラは、産業廃棄物



事業活動に伴って事業所から排出する「作業着等」について



合成繊維製の作業着等の廃棄物は、廃プラスチックに分類



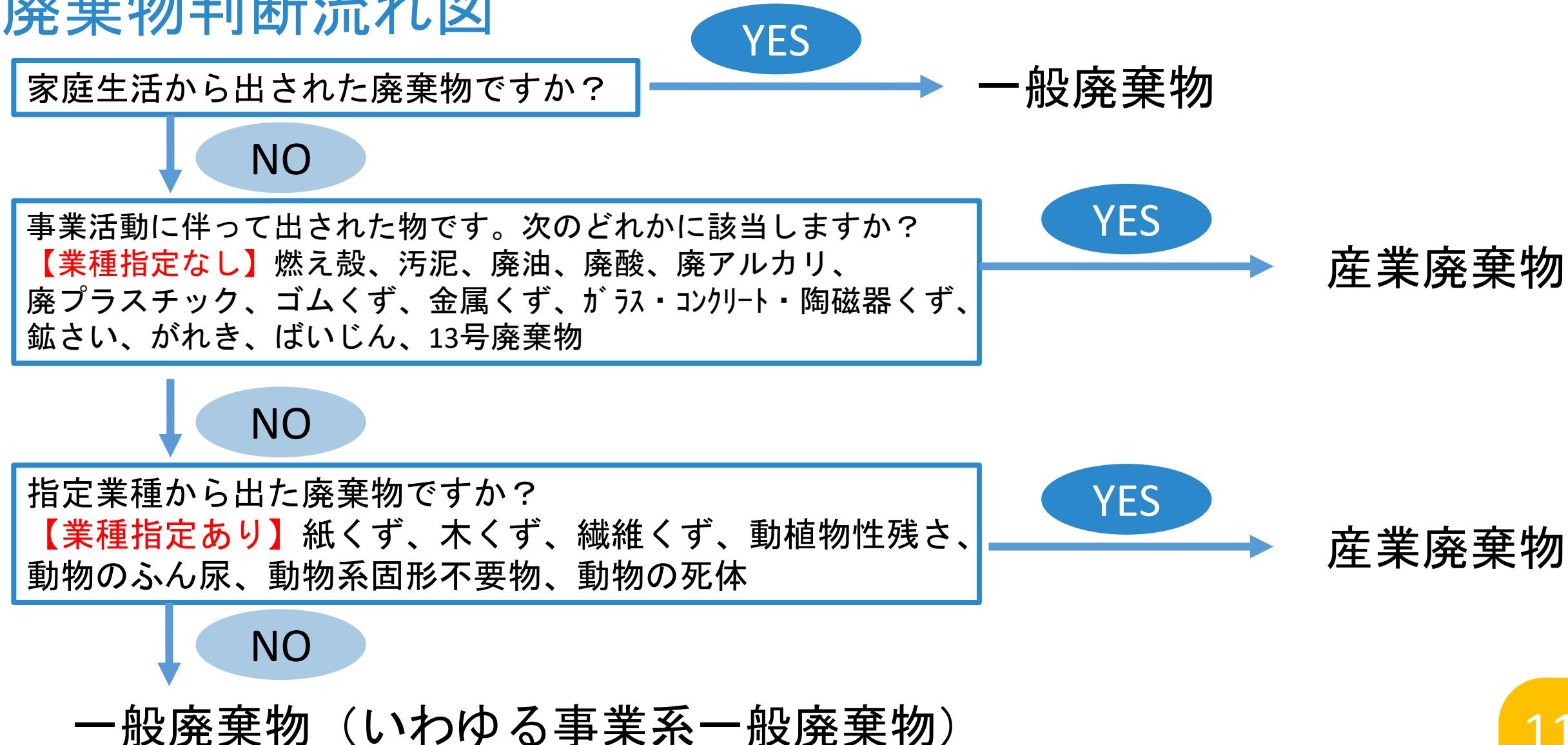
事業活動に伴って排出される廃プラスチックは、産業廃棄物に該当



合成繊維の作業着等を、事業所がまとめて処分する場合は、産業廃棄物として適切に処分する必要がある

間違えやすい例

廃棄物判断流れ図



産業廃棄物の排出者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三条

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

＜事業所では＞

1. 処理基準を守る
2. 処理責任者を置く（一定の条件に該当する事業場）
3. 帳簿を備える（一定の条件に該当する事業場）
4. 処理計画を策定しそれを報告（一定の条件に該当する事業場）

産業廃棄物の排出者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三条

1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

<処理を他者に委託する場合は>

5. 委託基準・保管基準を守る
6. マニフェストを正しく使用する
7. 委託処理状況の自ら確認

産業廃棄物の排出者の責務

1. 処理基準・保管基準を守る

(例)

「悪臭、飛散、流出、害虫」等がないようにする
「囲い」、「看板」、「積上げ勾配」等の保管基準を守ること

2. 処理責任者を置く

法第15条許可施設（焼却施設、脱水施設、破碎施設等）の設置事業者のみ
特管産廃処理責任者は特管産廃排出事業者のみ

3. 帳簿を備える

法第15条許可施設（焼却施設、脱水施設、破碎施設等）の設置事業者、
特管産廃排出事業者

4. 処理計画を策定し、それを報告する

→ 多量排出事業者のみ

「多量排出事業者」 : 普通産廃は年間 1,000 トン以上
特管産廃は年間 50 トン以上

の排出量がある事業者に、計画の策定と実施状況の報告義務がある

5. 委託基準を守る

委託基準

- ① 委託する相手は法第14条の許可を持っている業者
許可証をチェック
- ② その許可業者は許可と内容として委託しようとする産廃の品目、行為等が行えること
- ③ 委託契約は「書面」で行うこと
- ④ 特管産業廃棄物の場合は、注意事項等を事前に文書通知

5. 委託基準を守る

→ 産業廃棄物処理委託契約の原則

1. 二者間直接契約
2. 委託契約は「書面」で行う
3. 必要事項を盛り込む
4. 最新の許可証等の写しが添付されている
5. 5年間保存

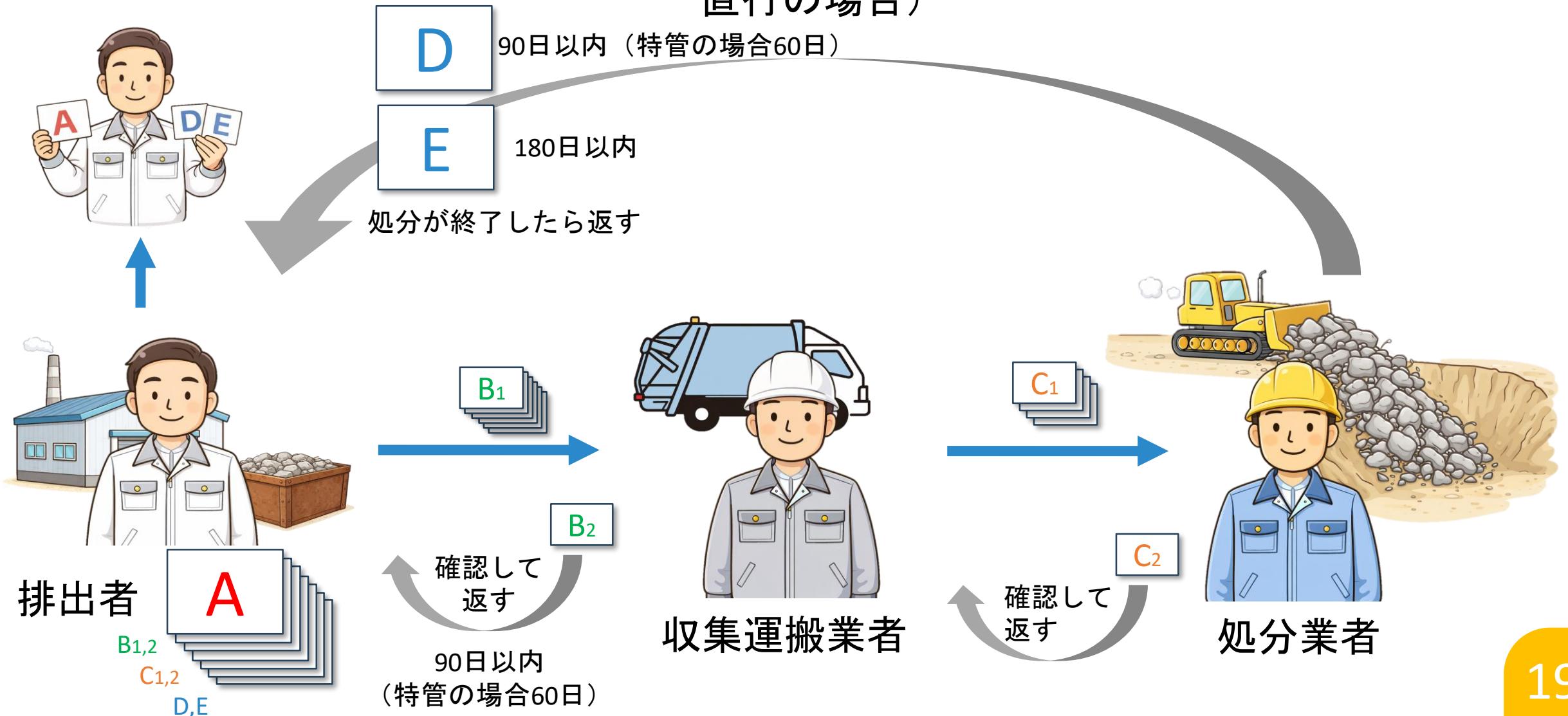
6. マニフェストを正しく使用する

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度の概要

- ① 排出事業者は、産廃の運搬又は処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければならない
- ② マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければならない
- ③ 返送された票は5年間保存する
 - 紙マニフェストを利用した場合は、翌年度6月30日までに“産業廃棄物管理票交付状況報告書”を提出（電子マニフェストは除く）

産業廃棄物の排出者の責務

6. マニフェストを正しく使用する



7. 委託処理状況の確認

現地確認の推奨

山口県循環型社会形成推進条例

第26条（要約）・・・産業廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を有することを確認しなければならない。

同施行規則

第2条（要約）・・・条例第26条第1項の規定による確認は、産業廃棄物処理施設等を実地に調査し、当該産業廃棄物処理施設等を実地に調査している者から聴取し、又は情報通信の技術を利用する方法により調査(R7.4.1改正追加)し、その結果を記録することにより行わなければならない。



まとめ

- 排出者が、排出時に一般廃棄物と産業廃棄物を正しく判断
- 産業廃棄物は委託契約を締結し、マニフェストを交付して適正処理

産業廃棄物のしおり



目 次 (ページ)

・廃棄物とは	(1)
・産業廃棄物とは	(1)
・特別管理産業廃棄物とは	(1)
・廃棄物の分類	(1)
・産業廃棄物の分類	(2)
・特別管理産業廃棄物の分類	(3)
・産業廃棄物の処理	(4)
・処理の基準	(5)
・産業廃棄物の処理の委託ルール	(9)
・産業廃棄物の減量化への取組	(12)
・帳簿の作成・保存	(13)
・処理困難通知	(16)
・有害使用済機器の適正な保管等の義務付け	(16)
・建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理	(17)
・優良産業廃棄物認定制度	(17)
・産業廃棄物処理業者情報検索システム	(18)
・産業廃棄物処理施設	(19)
・廃棄物処理法の規制の概要	(20)
・適正処理の推進に向けた対策	(22)
・山口県環境型社会形成推進条例の概要	(22)
・産業廃棄物に係る規制の概要	(22)
・建設リサイクル法の概要	(25)
・自動車リサイクル法の概要	(27)
・山口県産業廃棄物税の概要	(30)

山 口 県

本日配布のしおりを
是非ご確認ください。

ご清聴ありがとうございました

